産業建設常任委員会会議記録
（条例審査）

１．日　時	令和８年９月７日　　９時３０分開会 令和８年９月７日　　１６時１０分閉会
２．場　所	議員協議会室
３．出席議員	荒木礼子委員長、金崎美和副委員長、本多紀元委員、小畠政行委員、前田えり子委員、上田英樹委員
４．欠席議員	なし
５．参考人	なし
６．傍聴人	なし

７．会議に付した事件
議案第７３号　丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例
議案第８２号　令和７年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第８３号　令和７年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

８．議事の経過
開会

【分科会】
荒木委員長　　開会宣告
荒木委員長　　あいさつ

■日程第１　議案第７３号　丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例

まちづくり部（都市計画担当）

地域計画課　　説明

【主な質疑応答】
小畠委員　　木竹の伐採にかかる届出が過去4年間で合計76件あったということですけども、基本的にどういうときに届出がされるのでしょうか。また、その中で皆伐がほとんどだったのか、その辺りについて説明をお願いします。

まちづくり部（都市計画）	伐採後も除伐、間伐など、通常の管理行為と呼ばれるものについては届出の対象外になっております。例えば一本、二本の木を切るものについては届出の対象とはなりません。資料 2 のほうにも記載がありますように、伐採の目的としては、危険木の伐採と併せて皆伐するような場合であるとか、広葉樹林化を図るような場合に届出が必要となっております。
小畠委員	今回、届出手続の対象外を 500 平方メートル未満から 1000 平方メートル未満にするということですけども、1000 平方メートルを皆伐しようとする一般の方は多くいらっしゃるのでしょうか。
まちづくり部（都市計画）	基本的に届出していただくのは、森林の所有者になります。ただ、実態としましては事業者が、その手続のかわりを行っておられたりしますので、森林の所有者さんがご自身で切るのはあり得るかとは思うんですけども、500 平方メートル以上のものを個人で伐採されるというのは今までなかったと認識しています。
小畠委員	ちょっと懸念されるが、分割して届出をされるパターンがあるかなと思います。その辺りは、例えば、何年以内に合計で 1000 平方メートルとかそういう規定はあるんでしょうか。
まちづくり部（都市計画）	同一の方で時期を完全に分けて、例えば今年はここを、続いて次の年にこっちをというふうに完了してからされる分に関してはそれぞれ 1 件ずつです。ただ継続してすることが決まっている場合には面積全体で見ていきます。
前田委員	説明の趣旨の中に、これまでの複数の手続を要することが行為者にとって過度な負担とあったんですけども、複数の手続っていうのはどんなものでしょうか。
まちづくり部（都市計画）	伐採されるに当たっては、少なくとも三つの手続が必要となります。まず、森林法の伐採届、それと景観法の届出、それとまちづくり条例の事前協議が必要となります。それぞれ届出者や届出時期が制度ごとに異なっておりますので、そういった点も行為者にとって負担であるとのご意見をいただいておりました。
上田委員	森林法、景観法、まちづくり条例ということで行為者の

	負担軽減のほうからの理由ですけど、今回、景観法は1,000平方メートルということになるんだけども、ほかの森林法とまちづくり条例の関係はどうなりますか。
まちづくり部（都市計画）	森林法のほうは一本からの伐採でも手続の対象であると聞いております。まちづくり条例のほうは、景観条例の条項を引用しておりまして、景観法の手続が今回1,000平方メートル未満で森林として再生されるもの、これが除外されることに伴いまして、まちづくり条例の手続も除外されることとなります。
上田委員	私は今回の改正は大変ありがたいなと思っています。木を切って景観をよくし、日当たりをよくする中で、なぜまちづくり条例までかかって開発行為と一緒なのかなと普段から疑問を持っておりましたので、よく改正の提案をしていただいたなと思っています。そうした中で、500平方メートルから1,000平方メートルにされるのですが、検討の中では2,000平方メートル、3,000平方メートルとか1万平方メートルなど様々な基準を検討されたと思うんですけど、なぜ1,000平方メートルとされたのか、理由等が分かれば教えてください。
まちづくり部（都市計画）	1000平方メートルとしました根拠は、1,000平方メートルは一辺30から33メートル四方ぐらいの正方形に相当するかと思います。この規模であれば周辺の樹林に囲まれ、遠景からは連続した山林の一部と認識される範囲にとどまって、単独で景観全体の骨格を変えるものではないと考えております。また、資料2を見ていただいたかと思いますが、過去4年間の伐採届出76件の面積分布を見ますと、1,000平方メートル未満が25件と最も多く、この規模帯には、家の裏山の伐採などの小規模な作業が集中しております。一方、面積が大きくなるほど景観への影響も大きくなりますので、こうした小規模な森林施業の実態に対応する区切りとして1,000平方メートルを設定したものです。1,000平方メートルとすることで、件数ベースでおおむね大体3分の1の手続が不要となって負担軽減の効果を実感いただける一方、規模の大きい伐採は引き続き把握できますし、仮にもっと大幅に引き上げれば景観への影響が無視

	できない規模まで把握できなくなるため、1,000 平方メートルが適切と判断いたしました。
上田委員	私も 1,000 平方メートルぐらいがいいのかなというふうな気がしています。と申しますのは、どうしても森林の伐採と言われたら、山の中で木を切られて木を持ち出すというようなことをイメージされる方が多いかと思うんですけども、今の伐採の中では、私もよく車で通るんですけども、市道、県道に山側の木が覆いかぶさっている。そういうところを伐採する場合、500 平方メートルだったら 20 メートル、25 メートルであれば全て開発申請をしなければならないので、私はちょっと不備があるなという気がしていました。今回の改正で、1,000 平方メートルだったら 50 メートル切ったら、ある程度カーブとか横にはみ出しているところが防げるのかなと思いますので、1,000 平方メートルぐらいが、私も妥当ではないかなと思っています。
本多委員	森林として再生される皆伐とあるんですけど、どういうものなのか教えていただいていいでしょうか。何をもって再生されるのか教えてください。
まちづくり部（都市計画）	手続そのものが皆伐を対象としていますけども、伐採した後、裸にしてしまうような行為は当然森林として再生されないものに該当すると思います。再生されるものというのは、基本的に、そのあと天然更新も含めて造林の計画があって、いずれ山に戻っていくようなものが再生されるものと考えております。
本多委員	天然更新も含めて再生されるという認識ですね。
まちづくり部（都市計画）	はい。
上田委員	今、造林ということを言われてたんですが、家の裏で皆伐したり、また道端で雑木を切った場合は、自然再生になるので、わざわざ植林をしますか、しませんかということは窓口では聞かれないわけですね。裸になるということですけども、ある程度の山でも切ったら自然的に再生しますので、なんせ 1,000 平方メートル未満の皆伐については、もう届出の必要はありませんという理解でよろしいですね。
まちづくり部（都市計画）	基本的にはおっしゃるとおりです。景観の観点としまし

	てはそうなんですけども、森林法の手続では市内の森林の約98%が届出の対象の森林となっております。基本的に森林法の手続では、市の森林整備計画に沿っているかどうかというのを確認されるということなんですけども、皆伐してしまって、また木が生えないというものに関しては転用という扱いになると聞いてます。例えば、伐採した後、高木じゃなくて低木林になる場合であっても更新に該当すると考えていますので、景観としては皆伐された後、自然に生えてきたというのも全て再生される皆伐として、手続の対象外と考えております。
まちづくり部（都市計画）	補足させていただきます。まず景観法に関してですけども、景観法の届出の目的につきましては周辺景観との調和とか、景観形成基準への適合を確認するための制度です。森林法に基づく届出というのは森林の適正な管理とか造林を確認するための制度になっています。先ほどの御質問ですけども、今言いましたように、森林として再生されるということに関しては植林による造林だけでなく天然更新も含めて考えられますので、そういったものについては、景観条例、まちづくり条例の手続が1,000平方メートル未満は今後不要とことで考えております。

■日程第３　議案第８２号　令和７年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【主な説明】

経営企画課　説明

【主な質疑】

上田委員	未処分利益剰余金の処分の内容の内訳として、減債積立金と建設改良積立金と資本金の組入れということで3項目に分かれているんですけど、まず減債積立金について、今回は2億4,600万円ほどの積立てなんですけど、このぐらいあれば適正というような根拠はあるのでしょうか。

上下水道部	この額につきましては損益計算で純利益が出るんですけども、その額とその他未処分利益剰余金変動額といいまして、積立金を取崩した額、その総額について議会の議決を得なければいけない未処分利益剰余金となっておりますので、決まった額を積み立てるというような形にはなっております。
上田委員	次に、建設改良積立金の積立てということで約 2,000 万円なんですけども、やはりある程度、将来この建設改良のために使いたいという目的があって積み立てるという考えも必要かと思うんですけど、大きな事業として老朽化施設の配管等などを目的に積立ているのでしょうか。
上下水道部	建設改良積立金に積立てております 2,020 万 2,000 円は、給水協力金については建設改良事業に使うことと明記しておりますので、その分が建設改良積立金に積立てて、それ以外を減債積立金に積立てているということになっております。
上田委員	だから積み立てている以上は、やはり将来はその積立金を何かに使って整備したいという思いがあると思うのですが、その辺りのことについてお聞かせください。
上下水道部	本来でしたら将来にわたって積立ていくというようなことにはなってくるんですけども、現状、経営状態がいい状況ではありませんので、当年度の建設改良事業に充てれる分を充てているというのが実情となっております。
上田委員	資本金への組入れ額ということで、3 億円ほどを組入れをされていますが、組み入れることによってどのような効果があるか教えていただきたい。
上下水道部	ルールによりまして、積立金を取崩したらそれを資本金に組み入れることとなっておりますので、取崩した額を組み入れているというようなルールに則っているだけでございます。
小畠委員	次年度に向けて減債積立金の積立て、建設改良にも積立てます。ただ、今年度よりも次年度積み立てるほうが金額が落ちているという判断でよろしいですか。
上下水道部	毎年利益は減少していっております。厳しい状況であると認識しております。
小畠委員	また当初予算のときになど、そろそろ水道料金であったり下水道料金を考える時期に来ているかと思うんですが、今、構想はお持ちでしょうか。

上下水道部　　担当レベルにおきましては、令和５年度に策定した経営戦略において、10年の収支計画を作成していることから、毎年、決算と数字を入替えていくんですけども、近年ですと企業債の金利が上がってきておりますので、年数の経過とともに支払利息額が積み重なって膨らんでいくため、損益上は赤字になるのは間違いないです。それがどの時点かっていうのはまだちょっと分かりませんけども、近い将来ということです。

■日程第３　議案第８３号　令和７年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【主な説明】

経営企画課　説明

【主な質疑】

上田委員　　先ほど企業債の利子等が今後、高額になる心配があるということなんですけど、令和７年度は減債積立金の積立てが7,771万5,496円です。次年度以降の推移はどう思われていますか。

上下水道部　　下水道事業会計も同様に経営状況はよくないというのはあるんですけども、下水道事業会計の場合、一般会計の繰入金に頼っているところもありますので、利益の減少により積立ても減少しますし、一般会計の負担も増えていくような状況です。

日程第４　議員間協議

荒木委員長　　議員間で議論、確認等をすればよいことがあれば、ご発言願います。

議案第７３号　丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例
議案第８２号　令和７年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第８３号　令和７年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

―部長等への確認　なし―
―市長等への質問　なし―

日程第５　表決

議案第７３号　丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例
議案第８２号　令和７年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第８３号　令和７年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

―全員賛成―

荒木委員長　　この結果を含め、執行部との質疑、答弁の内容について、委員長報告を行いたいと思います。報告については、委員長に一任願いたいがよろしいでしょうか。

―異議なし―

金崎副委員長　　あいさつ

閉会　　１６：１０